

公立大学法人富山県立大学の業務実績に関する評価基本方針

平成 28 年 3 月 18 日

富山県公立大学法人評価委員会決定

令和元年 7 月 2 日

富山県公立大学法人評価委員会改定

富山県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の業務実績の評価を行うに当たり、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって法人の業務運営の効率化及び透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人の業務が適正に、かつ、効率的に実施されるよう、法人の業務運営の改善、向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、大学の教育研究、法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たすものとする。
- (3) 大学の教育研究並びに法人の組織及び運営についての様々な工夫や特色ある取組みを積極的に評価するものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

各事業年度終了時に「事業年度評価」、中期目標期間最後の事業年度の前々事業年度終了時に「中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間評価」、中期目標期間終了時に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 事業年度評価

ア 法人の自己点検・評価に基づき、当該事業年度における中期計画等の実施状況を調査、分析し、業務実績の全体について総合的に評価を行うものとする。

イ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、法人に対して業務運営の改善等について勧告するものとする。

ウ 評価方法、評価基準等の詳細については、別に要領で定めるものとする。

(2) 中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間評価

ア 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成に向けて法人が取り組んできた実績を調査・分析し、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の全体について総合的に評価を行うものとする。

イ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、法人に対して業務運営の改善等について勧告するものとする。

ウ 評価方法、評価基準等の詳細については、別に要領で定めるものとする。

(3) 中期目標期間評価

ア 法人の自己点検・評価に基づき、各事業年度評価の結果を踏まえつつ、中期目標の達成状況を調査、分析し、中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価を行うものとする。

イ 教育研究の状況についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、法人に対して業務運営の改善等について勧告するものとする。

エ 評価方法、評価基準等の詳細については、別に要領で定めるものとする。

4 評価に当たっての留意事項

(1) 評価に関する事務が法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

(2) 評価結果を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保するため、法人に対し、意見の申立ての機会を与えるものとする。

5 その他

この評価基本方針は、必要に応じ、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。